

1 議事日程

[平成29年太宰府市議会第1回（1月）臨時会]

平成29年1月20日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について
日程第4 議案第2号 太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 堺 | 剛 | 議員 | 2番 | 船越 | 隆之 | 議員 |
| 3番 | 木村 | 彰人 | 議員 | 4番 | 森田 | 正嗣 | 議員 |
| 5番 | 有吉 | 重幸 | 議員 | 6番 | 入江 | 寿 | 議員 |
| 7番 | 笠利 | 毅 | 議員 | 8番 | 徳永 | 洋介 | 議員 |
| 9番 | 宮原 | 伸一 | 議員 | 10番 | 上 | 疆 | 議員 |
| 11番 | 神武 | 綾 | 議員 | 12番 | 小島 | 真由美 | 議員 |
| 13番 | 陶山 | 良尚 | 議員 | 14番 | 長谷川 | 公成 | 議員 |
| 15番 | 藤井 | 雅之 | 議員 | 16番 | 門田 | 直樹 | 議員 |
| 17番 | 村山 | 弘行 | 議員 | 18番 | 橋本 | 健 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

- | | | | | | | | |
|----|----|---|----|----|----|---|----|
| 6番 | 入江 | 寿 | 議員 | 7番 | 笠利 | 毅 | 議員 |
|----|----|---|----|----|----|---|----|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

- | | | | | | |
|---------------------|----|-----|--------------------|----|-----|
| 市長 | 芦刈 | 茂 | 副市長 | 富田 | 讓 |
| 教育長 | 木村 | 甚治 | 総務部長 | 石田 | 宏二 |
| 地域健康部長 | 友田 | 浩 | 総務部理事
兼公共施設整備課長 | 原口 | 信行 |
| 建設経済部長 | 井浦 | 真須己 | 市民福祉部長 | 濱本 | 泰裕 |
| 観光推進担当部長
兼観光経済課長 | 藤田 | 彰 | 教育部長 | 緒方 | 扶美 |
| 上下水道部長 | 今村 | 巧児 | 教育部理事 | 江口 | 尋信 |
| 総務課長 | 田中 | 縁 | 経営企画課長 | 山浦 | 剛志 |
| 地域づくり課長 | 藤井 | 泰人 | 市民課長 | 行武 | 佐江 |
| 都市計画課長 | 木村 | 昌春 | 社会教育課長 | 中山 | 和彦 |
| 上下水道課長 | 古賀 | 良平 | 監査委員事務局長 | 渡辺 | 美知子 |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 阿部 宏 亮

議事課長 花 田 善 祐

書 記 山 浦 百合子

書 記 高 原 真理子

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成29年太宰府市議会第1回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

6番、入江寿議員

7番、笠利毅議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3と日程第4を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第3、議案第1号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」及び日程第4、議案第2号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年太宰府市議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変ご多忙の中、ご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、条例の改廃案件2件のご審議をお願い申し上げますのでございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号及び議案第2号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第1号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が進む中、持続可能な自治体経営を目指すには、自力で財源を確保できる経済活性化の取り組みや、働く世代がいつまでも太宰府市に定住するような仕組みづくりが新たに求められております。また、現在の組織につきましては、平成26年4月1日の機構改革によりまして編成されたものでございますが、これまでも多くの議員の皆様方、市民の方々からも、部、課等の名称がどのような業務をしている部署なのかがわかりにくいというご指摘も受けておりました。このようなことから、行政課題に迅速かつ効果的に対応できるよう、施政方針に掲げておりました市役所改革の一つとして平成29年4月1日に組織機構の改革を実施いたしますことから、条例の改正を行うものでございます。

まず、福祉施策の強化、連携及びわかりやすい組織編成という観点から、平成26年度の機構改革で誕生した地域健康部と市民福祉部を整理、再編し、市民生活部と健康福祉部としております。

また、去る12月議会で提案しました観光文化部につきましては、見直しを行っています。建設経済部にありました観光、商工業、農林業部門を独立させるとともに、国際・交流部門をつなぎ合わせ、さらにさまざまな地域、団体との交流を図ることで観光客のさらなる誘致につなげていくこと、これらを通して市内の新たな産業の育成、活性化につなげていくために、観光経済部を設置することとしております。

なお、これまで市長部局に置いておりました文化につきましては、ルネサンス宣言の実現など太宰府市の特性を生かした文化芸術の推進を社会教育の観点から推進していくため、またスポーツに関する事務につきましても、スポーツが社会教育的側面、学校教育的側面もあることから、同一部局で体系的に進めていくことが将来的にも太宰府市スポーツ振興基本計画に定めていますスポーツライフの創造につながると考えますことから、教育委員会に位置づけることとしております。

その他、観光、商工業、農林業部門が外れた建設経済部につきましては、これまであった上下水道部を統合し、土地利用や市民生活に必要な都市施設を所管する部として、都市整備部として再編しております。

次に、議案第2号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

ただいまの議案第1号でも触れましたように、平成29年4月1日付組織機構改革において、文化に関する事務につきましては、社会教育的な要素もありますことから教育委員会に移管させることとします。同時に、教育とスポーツを有機的に機能させることにより、生き生きとしたスポーツライフの創造を推進していくため、スポーツに関する事務につきましても教育委員会に移管させることから、条例の廃止を行うものでございます。

これらの議案につきましては、私が進める市役所改革の一つとして12月定例会で提案したものを一部修正したものでございます。今回、この時期に臨時会をお願いいたしました理由といたしましては、事務所の再配置やそれに伴う電算システムの修正、新年度すぐに必要となります印刷物の準備等の関係から、この時期がぎりぎりの期限となるということでございます。議員の皆様方には、このような事情をお酌み取りいただき、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

議案第1号及び議案第2号は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

議案第1号について通告があつていますので、これを許可します。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 皆さん、おはようございます。

市長のご提案にあつた件で質問させていただきます。

今回、改めて12月議会で否決された件につきまして、もう一度案を出されたということでございますので、私も改めて文言上の問題について気づいたことがありますので、その点で確認をさせていただきたいと思えます。

まず、改正条例のほうの対案でございますけれども、旧の第2の、現行の地域福祉部にありますイの生きがづくり、それからあと3の市民福祉部にございますエの児童福祉に関することという文言に対応する文言が、新しいご提案の条例案では見当たらないということでございます。

もう一点は、市長ご提案のとおり、文化に関することとスポーツに関することが教育委員会

のほうに戻したと言われてはいますが、恐らくその根拠になっておりますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に依拠していらっしゃると思います。ただ、第23条は、教育行政、学校、教育に関するものにかかわるスポーツあるいは文化以外のものについて、第23条で初めて市長部局のほうに創設するという文言でございます。したがって、これをもとに戻すとおっしゃることになりますと、もともと教育委員会のほうに一般の文化あるいはスポーツに関する受け皿といいますか、権限規定がなければならぬと思いますけれども、その点、根拠についてお答えください。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご質問ありがとうございます。改正条例案第2条についてのご質問にお答えいたします。

各部の詳細な事務については、所管する課、係とともに、市長部局にあつては太宰府市職務執行規則、教育委員会にあつては太宰府市教育委員会事務局等組織規則に明記することになっております。詳細については、担当部署から説明させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 皆さん、おはようございます。

詳細につきましては、私のほうから回答させていただきます。

まず、地域健康部の生きがづくりについてでございますが、この表現につきましては、前回の機構改革時に同部を編成した大きな目的が、市民の皆様が元気で生き生きと暮らせる、またそのような方々が地域活動も積極的に行ってもらうことで地域が元気で生き生きとなるということでした。このようなことから、生きがづくりについては部の所掌事務としてあえて加えていたものでございます。今回、同部を市民福祉部などとともに再編しますことから、この文言につきましては削除をさせていただいておりますが、生きがづくりに関しての事務はなくなるのかというところではなく、何が生きがいかにつきましては個々人さまざまでございますので、例えば文化やスポーツに関しましては教育部、健康づくりや敬老会事業など高齢者支援については健康福祉部で個別に担うということになります。

次に、文化に関すること、スポーツに関することにつきましては、現行は、先ほど森田議員が言われたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に基づきまして特例条例を制定して、現在、市長部局のほうに持っていつているというような状況でございます。今回、この事務を教育委員会に戻しますことから、この特例条例を廃止し、文化に関すること、スポーツに関することの文言を削除するものでございます。

なお、この削除した部分に関しましては、今後、太宰府市職務執行規則とともに太宰府市教育委員会事務局等組織規則を一部改正をいたしまして、現在、太宰府市職務執行規則に記載があります文化、スポーツに関する部分をそちらのほうに明記する予定にいたしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） おはようございます。

第1号議案「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」市長に2点お伺いします。

1点目は、観光文化部から観光経済部へと変更されました。その観光経済部に市長が求められている自力で財源を確保できる経済活性化の具体的な政策について、市長のお考えをお聞かせください。

2点目は、職員の採用計画についてです。住民ニーズの多様化、複雑化や地方分権の進展等に伴い、自治体には地域の実情に合わせ、総合的な対応が求められるようになっていきます。そのため、今後は専門家としての職員が必要だと言われています。事務職だけでなく、各分野における専門性を確保する外部職員または内部職員なども含め、総合的な採用計画があるのかをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。議員のご質問に回答させていただきます。

1点目の自力で財源を確保する具体的な経済活性化の取り組みについてでございますが、今回の機構改革では、観光行政の推進による経済活性化を主軸に据え、建設経済部から観光部門、産業部門を独立させております。さらに、姉妹都市、友好都市との相互交流を初め、さまざまな地域、団体との交流を推進するとともに、年間200万人を超える外国人観光客にも対応できるようにするために、総務課国際交流係を総務課から分離し、国際・交流課として配置する予定にしております。あわせて、観光行政の一翼を担う産業の振興のため、商工農政係を課として観光経済から独立させて、この3課体制としております。

これは、対外協議が多いこれらの部門で、一定の権限を持つ者を配置しておきたいとの考えからでございます。今後、3課で連携を密にし、現在1課で進めている事業などにつきまして、も策定中の観光推進基本計画に沿ってさらに充実したものとし、これらの取り組みにつきましては市だけではなく、商工会、観光協会、農業委員会、農事組合、JA筑紫、九州国立博物館、高校、大学などオール太宰府で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員の採用計画はできているのかについてお答えします。

職員の採用につきましては、毎年の定年退職予定数を把握しておりますので、退職者の補充を前提とし、あわせて社会情勢の変化や国、県の政策的な動向を見ながら採用計画を立てております。詳細については、部長に回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） それでは、職員採用計画の詳細につきましては、私のほうから回答させ

ていただきます。

職員採用に関しましては、社会的、政策的な要因のほかに職員間の年齢構成のバランス等も考慮する必要がございますことから、一時的な大量採用というよりも毎年一定の人数を採用していくことが望ましいと考えております。しかし、社会情勢の変化や国、県の動向を見ながら、人員が必要な分野の情報収集や国、県からの事務移譲、市の重点施策として人員を増強する必要がある場合など、さまざまな要因を考慮いたしまして毎年の採用人数を決定をいたしております。

今回の機構改革における人員配置につきましては、市長が先ほど申し上げましたもののほかには、健康福祉部において新たに貧困対策を業務に位置づけたことや、障がい者支援や児童虐待対策、療育相談の業務量の増加などを見込んだ配置を現在検討いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） おはようございます。

12月議会で提案された条例改正については、今年度4月に行った機構改革での柱でもあった観光産業部門に厚みを持たせるものであったのではないかと理解いたしまして、賛成をいたしました。しかしながら、最終日12月19日に否決をされて、1月10日に行われました全員協議会の中で今回の提案がされました。実質9日間での提案となっています。この流れに対して、業務を進めていく市職員の皆さんのモチベーション、やる気をそがれてしまうのではないかと懸念をしています。その点について、どのように考えていらっしゃるのか伺います。

また、この提案について組合との話をされたのか、されたのであればどのような議論になったのか伺います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

今回の機構改革につきましては、職員からの意見の申し出等を集約し、行政事務改善検討委員会において協議した上で提案したものを庁内で段階を踏んで進めてきたものでございます。再提案につきましては、その一部修正であり、職員の意見は反映しているものと考えております。

次に、再提案の効果でございますが、このたびの機構改革は私が進める市役所改革の一つとして実施するものでございます。先ほどの提案理由の説明の中でも申し上げましたように、現在の機構が市民から見てもどのような部署なのかわかりづらいという声が聞こえますことや、特に福祉に関する行政需要が著しく増大してきていることなどから、これらの課題を解決していくために、ぜひともこの機構改革を実施してまいりたいと考えております。また、今回の機

構改革で、私が考える観光産業を中心とした経済活性化施策を進めていくことにより、税収増などによる自主財源の増加につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 私の質問に対する回答ではなかった、ちょっと後半部分が違ったと思うんですけども、最初に質問しました組合との話し合いはされたのかという点をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 今回、12月議会後、真摯に機構を見直し、ご意見いただいた分を総括いたしまして、そして再提案したわけでございます。その中で、期間が短かったこと等ございまして、職員組合等にそういう部分での協議、周知はできなかったというところでございます。ただ、今、市長が申し上げましたとおり、市民の最前線で働く職員でございますので、市民のニーズ等よく存じていると思いますし、そののところも過去吸い上げてきた経過がありますので、今の市長の方針等、十分に伝えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 後半部分の回答についてですけども、再提案された中身については、文化学習課がもともと観光関連部門に入っていたわけですけども、今回、教育部のほうに入ったことで再提案をされています。観光部門から教育部にかわるということでは、質的に連携が変わるのではないかというふうにも思いますし、市長が最初に考えてあった観光と文化を連携させるという意味では、中央公民館、それから図書館での資料、それからイベント等含めて観光政策を進めていくというふうな考え方ではなかったのかなというふうに思いますけれども、これを教育部門に戻すことによって質が変わるというふうには私は思っているんですけども、その点についてももう一度回答をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 私のほうから回答させていただきます。

組織の中で教育部局のほうと市長部局のほうと分かれておりますけれども、全体を統括いたしますのは市長でございまして、今回、教育委員会のあり方等も総合教育会議ということで市長が中に入って、そして教育の部分も運営していくというところがございまして、部局が変わりました段階で考え方が変わるというようなことはないと思っております。今回、提案しておりますように、ルネサンス宣言等の実現、そういうものを今回は教育部局のほうでやっていくということで、何ら教育部と市長部局の考えの立場といたしますか、そういうものはないというふうに思っております。一体となって進めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 次に、13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 観光経済部の国際・交流課について2点質問させていただきます。

先ほどの市長の提案理由説明でも全く説明がございませんでしたけれども、観光部局に国際・交流課を配置することには大変違和感があるところがございますけれども、その配置した根拠、職務内容、また予定される人員数、そして国際・交流課を配置することによるメリットは何か伺います。

それと、2点目でございますけれども、国際・交流係を観光部局に移動させて国際・交流課に格上げする根拠は何か伺います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

観光経済部に国際・交流課を配置する根拠につきましては、古代の西の都、太宰府として一昨年日本遺産に認定され、内外に発信し、さまざまな国内、国際的な地域、団体との交流を図ることで観光客のさらなる誘致につなげていきたいと考えております。これらを通して、市内の新たな産業の育成、活性化につながる相乗効果を期待しております。また、さまざまな団体や地域市内大学の留学生の人材活用なども視野に入れながら、国際観光都市太宰府を目指し、事業に取り組んでまいりたいと考えております。このようなことから、本市の重点施策として内外に示すとともに、対外的な調整の効率化、交流事業や誘客対策の円滑な推進を図ってまいり所存でございます。また、人員につきましては、人員配置ヒアリングを行いながら、現在、新しい機構に向けた配置案の調整を行っている段階でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問、漏れていますね。

（13番陶山良尚議員「国際・交流課に格上げする根拠」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 課に格上げした根拠を回答くださいということです。

副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

今、市長の中に、その中で回答したつもりでございますけれども、国際・交流課ということは、一つは交流のほうで友好都市、多賀城市、奈良市、それから中津市、それと海外的には扶餘郡というようところで交流を深めておりますけれども、そこをさらに今後発展させていくというところで、対外的なそういう部門での格上げすることによって部長、課長、そういう分の渉外の位置づけというのが必要になってまいりますので、そういう部分を見込んで、未知数のところがございまして、将来を見込んで、そういうところを課にして国際交流を発展させていくというところでご理解できないでしょうか。そういうところでございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問ありますか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 議案第1号についてお尋ねします。

その前に、本臨時会は急遽催されるんですが、通告がおかしい。そもそも1日の会期、そして委員会付託を省略すること自体も、市民の納得というか、ご理解が得られないのではないかなと思うんですが、何より市長の提案の理由を聞かないと事前通告なんかできないわけですから、私は出してはおりますけれども、その他になってしまうのが非常に疑問がある。

その上で、今回、12月議会における機構改革案の説明については、市長のお話を聞いても何をやろうとしているのかさっぱりわからず、抽象的な美辞麗句を並べているとしか感じませんでした。先ほど、再提案の理由を伺いましたが、前回と全く同じ思いであります。市民にとって、太宰府市はなぜ観光振興を重点施策とするのか、太宰府市の観光振興は何をやるのか、またその組織は何をやるのか等が大事であり、その基本方針がはっきりしない議論も不十分な機構改革は、貴重な税金を使った単なる政策PRであり、前回、議会がこれを否決したことは当然であると考えます。

また、既に示されている組織編成案では、条例案に掲げる分掌事務が適正かつ効率的に行われるとは到底考えられませんし、前回からの修正も議長が指摘された1点のみで、多くの議員が疑問を投げかけ、提案を繰り返してきた内容については全く対応されていません。12月議会から年末年始を挟み1カ月しかたないこの時期に、ほとんど同じ内容を再提案されたわけですが、改めて、この機構改革に係る全費用は幾らか、新部署の設置による人件費の増はどれぐらいになるのかお答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 機構改革の趣旨につきましては、大きく、私、12月議会、この1月の議案の提案の中でも説明いたしましたように、市民にとって、あるいは市役所にとって、わかりやすい福祉の部門の柱を立てたということが一つでございます。2つ目、今まで、やはり太宰府は何といってもこれだけの方が来てくださっている観光の町でございます。市長になったときから……。

（16番門田直樹議員「費用を聞いているんであって、そういうことは聞いていません」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 質問に対して回答を的確に……。

○市長（芦刈 茂） いや、何も変わっていないじゃないかと言われることに対して回答しているわけです。何も変わっていないじゃないかということをおっしゃったので、進行させていただきます。

ですから、福祉についての大きな柱を立てるといって、観光という大きなまた柱を立てるといって今までと大きな違いであります。これはご理解いただきたいというふうに考えておる次第でございます。

次に、具体的なご質問いただきました機構改革に係る費用についてご回答申し上げます。

機構改革に伴い、まず電算関係の費用として約100万円、庁舎内の設備及び改修費用として

約300万円、計約400万円を予定しております。また、人件費につきましては、市全体の機構再編であり、部署間の増減も伴いますことから、新部署の設置による人件費の増の算出は出しづらいたところではありますが、全体の職員数は増となる予定でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問ありますか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） お答えになっていないと思うけれども、金額を確認しただけで、その金額の是非についてここで議論するわけじゃありません、質疑ですから。これに関しては今後の議会の中でしっかり見ていきたいのですが、3月にはまず当初予算がある、その後も補正等があると思います。それらの内容を今以上にしっかり見ていきたいと思うし、そしてまたその執行についてもしっかりと議会は見ていくということを述べて、この件に関しては終わります。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） では、これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第1号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 第1号議案「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」賛成の立場で討論に参加します。

市長が、12月議会提案説明で、高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少の進む中、持続可能な自治体経営を目指すには、自力で財源を確保できる経済活性化の取り組みや、働く世代がいつまでも太宰府市に安住するような仕組みづくりが求められています、これらの行政改革に迅速かつ効果的に対応できるよう組織機構の改革を実施すると述べられた基本的な考え方には、私も同意見です。

これからの太宰府市を考えたとき、私は、高齢者支援、子育て支援の充実が最も重要な課題だと考えています。今回の事務分掌条例の改正では、市民福祉部を市民生活部と健康福祉部に分け、保育児童課を2係に増やし、子育て支援センターと保育児童課が同じ部になったことで高齢者支援、子育て支援の充実につながり、また迅速かつ効果的な対応ができる組織機構の改革になることを期待し、賛成討論とします。

○議長（橋本 健議員） 次に、13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 議案第1号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」

は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回、再提案された内容について、観光部局から文化学習課が外れた点はよしといたしましても、国際・交流課が残ったことには違和感がございます。観光と国際交流は異質なものと私は考えており、観光部にはなじまない。それよりも、以前から言っておりますが、観光課の係を増やす、例えば1課2係にして職務内容の精査、職員の増員を図るほうが先ではないかと考えております。そして、国際・交流課を配置する上での市長の観光戦略、国際・交流課の果たす役割が明確でない上に、国際・交流係を課に格上げすることも疑問であります。

また、先日の全員協議会において、市長から機構改革全般について、特に12月議会で争点となった観光部局の変更点については、観光文化部から観光経済部に名称を変更したということだけで具体的な変更理由、説明もなく、まさに議会对策として指摘があった文化学習課を外し、部の名称を変更すれば議会を通してもらえるという安易な考えがあったのではないかと私は感じ取れましたし、12月議会で議会が否決したことをどこまで重く受けとめてあるのか疑問に思うところでございます。

今回の機構改革案については、4月の機構改革に向けて既に動いている部分もありますので、行政組織全体のことを考えると簡単には反対できませんが、国際・交流課のあり方、また市長の考えについては納得できない面もありますので、今後、この体制で市長がどのように観光戦略を考え、進めていくのかしっかりと注視していきたいと考えており、今回の機構改革は市長が言う市役所改革の一つでもありますので、この機構改革にふさわしい政策を行っていただくこととあわせて、市長におかれましてはご自身で提案された政策については最後まで責任を持って進めていただき、市のトップとしての職責をしっかりと果たしていただくことを要望というよりもご指摘をさせていただきます。今回の案件については、苦渋の決断ではございますけれども、賛成をいたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありますか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第1号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」反対の立場で討論いたします。

今年度の4月から、副市長、教育長も入った改善委員会や課長、係長出席の検討委員会などが重ねられ、熟慮した上での12月議会での提案だったと理解しております。今回、今議会での今までの回答について、市長の観光によって活性化を行うという熱い思いは十分に理解をいたしました。質疑でも申し上げましたが、短期間での再提案は、職員の皆さんとの理解が十分だったとは思えません。また、市長の来年度以降の市政についても疑問を持たざるを得ません。よって、今回の議案については、同会派の藤井雅之議員とともに反対といたします。

最後に、芦刈市長におきましては、副市長も先ほど言われましたけれども、ともに施策を進めていく最前線で働く職員との連携、信頼関係をしっかりとつくっていただき、市民の皆さんの生活を守る立場での市政を進めていくことをお願いいたしまして、私の討論とさせていただきます。

できます。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 議案第1号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」、条例の改正については賛成の立場でございますけれども、提案理由の組織改革については、これまで一般質問でも時間をかけ議論をいたしましたので割愛をいたしますが、再提案についても納得のいくものではございません。

市長は、頻繁に改革という言葉が使われています。市役所改革であったり、組織改革であったり、行財政改革であったりと、市長は改革という言葉が発するのであれば、執行権者としてまちづくりの方向性を見定め、覚悟と展望を持った上で発するべきです。福祉部局を強化する質の高い市役所サービス、開かれた市役所となるため、もっともっと熟考すべきものです。職員の能力と意欲を向上させるとともに、その能力を十分に発揮できる組織づくりを進めていくべきです。条例を改正しても所管内の再考はできるわけですから、今、多くの議員が求めております国際・交流課の昇格についてはしっかりと熟考するべきだと考えます。このことを強く申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） この件も先ほどと一緒にすけれども、通常の定例会でいえば、初日に提案の理由を説明いただき、そして2日目にそれに対する質疑を行うと。そして、最終日に、それらの議論を踏まえて表決に対するそれぞれの討論という形で考えを述べるということですが、今日のように1日でやって、討論についても事前通告できるはずがないんですね。そのことは1つ申し上げておきます。

議案第1号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」反対の立場で討論します。

前回の12月議会、また先ほどの質疑でも申しましたが、一般質問等において複数の議員から示された疑義や提案に対し、市長からは全くと言っていいほど具体的な、あるいは真摯な回答はいただけず、大きな不安を覚えます。

反対の理由としては、既に示されている組織編成案では、専門性が高い分野について係すら置かれず、条例案に掲げる分掌事務が適正に行われるか疑問であること、新設される部については無理やりとも思える課の組み合わせ、また1課1係で効率的な事務が行われるのか、課に昇格したものについても、その是非や所属は適正であるかなど、多くの疑問があります。そして、そもそも前回否決された議案を年末年始を挟んで、たった1カ月で議論の余地もなく進めようとする姿勢は全くの議会軽視であり、この条例が可決され、実施されれば市政に混乱が生じ、それは市民の不利益につながると考えます。

以上により、この議案には反対します。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 私のほうからは、議案第1号について賛成の立場から討論させていただきます。

平成29年4月1日から実施する機構改革に対し、じくじたる思いであります。機構改革とは本来、市民サービスを実施する組織体系であることから、利用者本位の機構であらねばならないと思います。今回の改革案で評価するところは、市民から見てもわかりづらかった地域健康部を解体して本来のわかりやすい所管配置に戻すことは、市民利益であると思います。しかしながら、機構改革で重視しなければならないことは、本市の主要な課題に対応した機構であるのかという点です。市民サービスを重視しているとは言いがたいと思います。

また、今回の機構改革は市政として手順がたがえているのではないのでしょうか。まずは、市役所改革について、市長のリーダーシップを具体的に市民へお示しをしてからだと思えます。3月議会で、市長から今後の本市を展望できる施政方針を期待して、賛成とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 通告はしておりませんが、反対の立場で討論いたします。

機構改革の必然性に関しては、今何をすべきかという観点と、今後長い目で見てどのようにしていくかと、2つの観点が必要かと思えます。今することに関して言えば、大きくは福祉に関するわかりやすさということであろうかと思えます。その点については納得いたします。

考え方、長期的なビジョンに関してですが、最も大きなものは、芦刈市長が年来主張されている観光と文化のあり方にかかわることだと思います。その点については、12月議会で、先ほどから争点になったというような言い方もありますが、12月議会の記録を見る限り、総務文教委員会ではさしたる議論はその点についてはなく、かつ、討論の場ではありましたけれども、委員長報告に対する質疑もなく、内容的に文化が観光と一つになっていることについての疑問というのが公式の場で議論されたとは私は考えておりません。したがって、提案した側の責任としても、その点についてなぜかということを確認した上で再提案というのが私は筋だと思います。12月に賛成した者として、その点について非常に疑問を感じる。

個人的には、観光と文化を一つにまとめることについて言えば、人との交流という観点で統一的に把握することができると考えており、それは先ほど市長もおっしゃられたように、太宰府市が日本遺産に認定されたストーリーというものにも通じるものであると思います。また、文化というものが歴史的に見てもそのような性格を持ってこそ、国と国であるとか地域と地域との、仲むつまじいといえますか、そういうものを育んできたものだと考えます。その点からするならば、今回、文化というものを市長部局から教育部局に戻したことについて言えば、古

典型的な考え方でわかりやすいと言えわかりやすいかもしれませんが、これからの時代に求められる新しい発想、新しい仕事の仕方を市役所としてやっていくに当たっては後退的であると私は考えます。3つのCのうちのチャレンジですか、の部分がおろそかになるのではないかと、いうことを懸念しております。

以上をもって反対討論とします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありますか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

12月定例会での提案でも感じたことですが、今臨時会で提案された機構改革案についても、所掌事務の振り分け方の範疇ではないかと考えます。しかしながら、私が一番重要と考えるのは部同士の連携、部内、各課同士の連携であり、市役所組織全体の横断的な連携だと考えております。残念ながら、今回の機構改革にはそのような部署機構は設けられないわけですが、芦刈市長が提唱するオール太宰府体制の実現には、何より市役所組織の横断的な連携を重視すべきであると考えます。そこで、組織の振り分け方の内容云々はさておき、この組織をいかに横断的に連携、機能させられるかというところに注目すべきと考えた次第です。

以上をもちまして私の賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成13名、反対4名 午前10時51分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第2号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 議案第2号につきましては、先ほど会派といたしましては議案第1号につきまして反対をいたしました。が、議会として可決という意思が示されました。関連する内容でありますので、議会の可決を尊重いたしまして、議案第2号につきましては賛成を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。
議案第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。
（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時52分〉
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。  
お諮りします。  
本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するもの  
につきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いま  
す。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。  
したがって、本臨時会において議決されました案件整理について、これを議長に委任するこ  
とに決定しました。  
これをもちまして平成29年太宰府市議会第1回臨時会を閉会したいと思います。これにご  
異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。  
したがって、平成29年太宰府市議会第1回臨時会を閉会いたします。  
閉会 午前10時53分  
~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成29年5月18日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 入 江 寿

会議録署名議員 笠 利 毅